

令和7年度決算
健全化判断比率の状況

令和8年9月
大 阪 市

実質赤字比率

一般会計等の赤字の程度を示します。数値が大きいほど、財政が厳しい状況であることを表します。

<算定結果>

—	(—)
---	-------

()は前年度数値

早期健全化基準…11.25%

財政再生基準…20%

解 説

一般会計が黒字（187億円）となっていることから、実質赤字比率はありません。

【算出方法】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}^{\ast}}$$

連結実質赤字比率

一般会計等に加え、公営企業会計など全ての会計を合算した赤字の程度を示します。数値が大きいほど、市全体の財政が厳しい状況であることを表します。

<算定結果>

—	(—)
---	-------

()は前年度数値

早期健全化基準…16.25%

財政再生基準…30%

解 説

一般会計（187億円）に加え、水道事業会計（417億円）や下水道事業会計（351億円）など、全ての会計において黒字や資金剰余となっていることから、連結実質赤字比率はありません。

【算出方法】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}^{\ast}}$$

※標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、本市の令和7年度標準財政規模は9,443億円である。

【参考】資金不足比率

公営企業の料金収入の規模に対する資金不足額の程度を示します。
数値が大きいほど、経営が厳しい状況であることを表します。

＜算定結果＞

—	(—)
---	-------

経営健全化基準…20%

()は前年度数値

全ての会計において、資金不足額が生じていないことから、資金不足比率はありません。

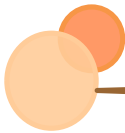
【算出方法】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

大阪市における公営企業とは、

- ・水道事業会計
- ・中央卸売市場事業会計
- ・下水道事業会計
- ・工業用水道事業会計
- ・港営事業会計
- ・食肉市場事業会計

以上、6会計です。



実質公債費比率

一般会計等が負担する借入金（地方債）の返済額や公営企業等の借入金に対する一般会計からの繰出額などの程度を示します。数値が大きいほど、収入に占める借入金の返済割合が高く、資金繰りが厳しいことを表します。

<算定結果>

0.0% (0.1%)

()は前年度数値

早期健全化基準…25%

財政再生基準…35%

解説

実質公債費比率は0.0%となっており、早期健全化基準（25%）を下回っています。

昨年度と比較すると、地方債残高が減少していることにより0.1ポイント好転しています。

なお、実質公債費比率が18%以上の団体については、地方債の発行にあたり総務大臣の許可が必要となりますが、本市はこの基準も下回っています。

【算出方法】

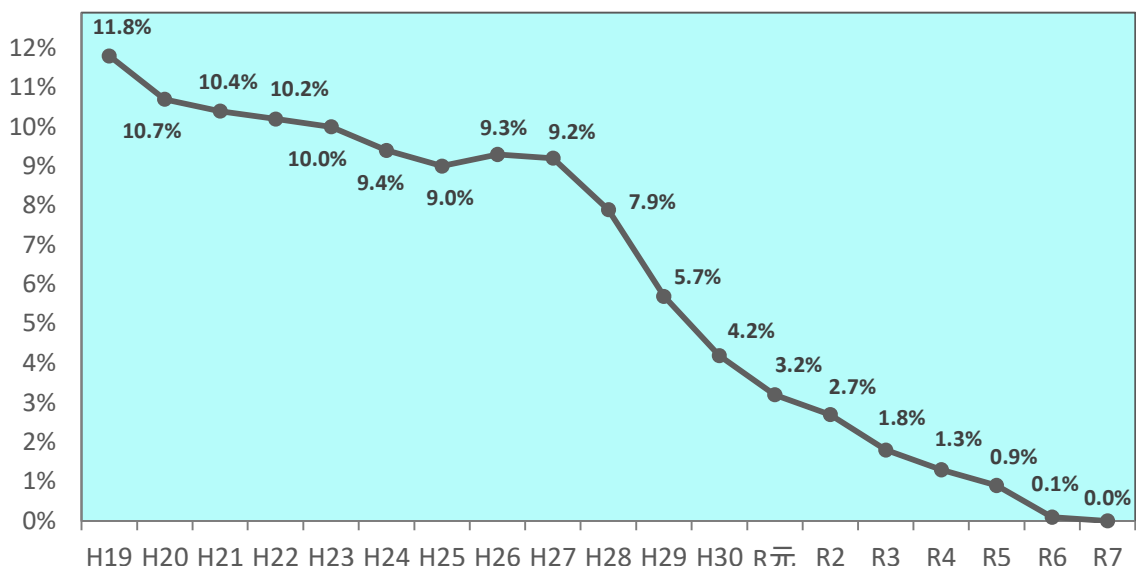
$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金}^{※1}\text{+準元利償還金}^{※2}\text{)} - \\ \text{(特定財源}^{※3}\text{+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

※1 元利償還金とは、借入金（地方債）の返済額及びその利子です。

※2 準元利償還金とは、元利償還金に準ずるとみなされるものであり、一般会計等が負担する特別会計の元利償還金などを含みます。

※3 特定財源とは、使い道が特定されている財源で、市営住宅の家賃収入や都市計画税などを含みます。

【実質公債費比率の推移】



将来負担比率

特別会計・3セク等を含めて一般会計等が負担すべき借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担額等の現時点での残高の程度を示します。数値が大きいほど、借入金が将来の財政を圧迫する可能性が高いことを表します。

<算定結果>

—	(—)
---	-------

早期健全化基準…400%

()は前年度数値

解 説

地方債残高が減少していることなどにより、充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、将来負担比率はありません。

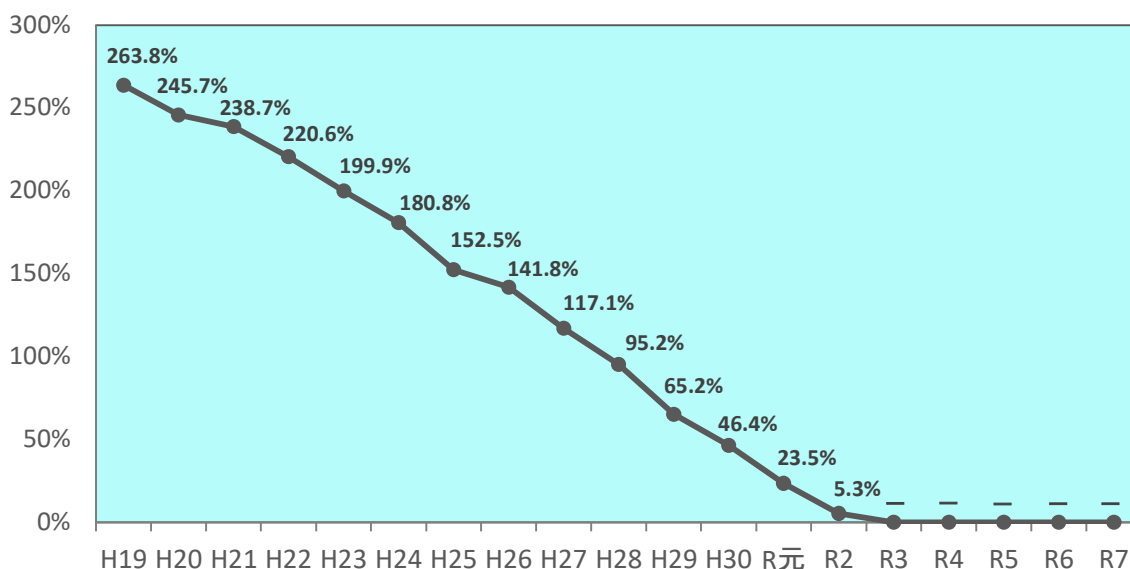
【算出方法】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額}^{\ast 1} - (\text{充当可能基金額}^{\ast 2} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※1 将来負担額には、地方債現在高（一般会計）などを含みます。

※2 充当可能基金額とは、地方債の償還等に充てることができる基金であり、公債償還基金や財政調整基金などを含みます。

【将来負担比率の推移】



【参考】地方債現在高

全会計：平成19年度末 5兆3,058億円 ⇒ 令和7年度末 2兆6,732億円
 一般会計：平成19年度末 2兆8,170億円 ⇒ 令和7年度末 1兆9,045億円

【50音順】

一般会計等

実質赤字比率の対象となる会計で、本市では、

- ・一般会計
- ・母子父子寡婦福祉貸付資金会計
- ・心身障害者扶養共済事業会計
- ・公債費会計

が該当します。

基準財政需要額算入額

地方公共団体が1年間に標準的な行政を行うのに必要な経費として、普通交付税に算入された額です。

経営健全化基準・経営健全化団体

自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準で、法律で定められています。

資金不足比率が経営健全化基準以上の団体は「経営健全化団体」となり、自主的な改善による経営健全化のため、議会の議決を経て、「経営健全化計画」を策定・公表しなければなりません。また、その実施状況を毎年度議会に報告し、公表することとなります。

健全化判断比率

4つの財政指標（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率及び将来負担比率）の総称です。財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものさしであるとともに、他団体と比較することなどで、財政状況を客観的に表すことができます。

公営企業（会計）

地方公共団体が経営する企業の会計のことで、地方公営企業法を適用しているかどうかで、法適用・法非適用に区分されます。本市では、

法適用	・水道事業会計	・中央卸売市場事業会計	・下水道事業会計
	・工業用水道事業会計	・港営事業会計	
法非適用	・食肉市場事業会計		

が該当します。

公営企業等の借入金に対する一般会計からの繰出金

公営企業は、利益を得る人が、その利益に応じた利用料金を負担するという考え方（受益者負担の原則）に基づき、その料金収入によって経営されています。受益者負担になじまず、公営企業の経営に伴う収入を充てることが適当でない経費などについては、地方公営企業法において一般会計等が負担するものとされています。

【50音順】

財政再生基準・財政再生団体

自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的に財政の健全化を図るべき基準で、法律で定められています。（将来負担比率には、財政再生基準はありません）

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の団体は「財政再生団体」となり、議会の議決を経て、「財政再生計画」を策定・公表しなければなりません。また、その実施状況を毎年度議会に報告し、公表することとなります。

なお、「財政再生計画」については、国と同意の協議を行うなど、国等の関与による確実な再生をめざすこととなります。

資金不足

公営企業の資金収支の累積不足額を表すもので、以下を基本に算定しています。

法適用企業 …（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

法非適用企業 …（歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－歳入額）－解消可能資金不足額

事業規模

公営企業の事業の規模を表すもので、以下を基本に算定しています。

法適用企業 … 営業収益の額－受託工事収益の額

法非適用企業 … 営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

実質赤字額

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額です。

早期健全化基準・財政健全化団体

自主的かつ計画的に財政の健全化を図るべき基準で、法律で定められています。

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の団体は「財政健全化団体」となり、自主的な改善努力による財政健全化のため、議会の議決を経て、「財政健全化計画」を策定・公表しなければなりません。また、その実施状況を毎年度議会に報告し、公表することとなります。